

## 十一 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>8 - 4 - 9 <u>日本中央競馬会</u>……………</p>	<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>8 - 4 - 9 <u>日本道路公団</u>……………</p>

## 十二 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の損金算入の時期と認容額の調整計算)</p> <p>8 - 5 - 2 ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1) <u>地方税法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人 同法第72条の24の7第1項第1号イ(事業税の標準税率等)の標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率又は同条第4項第1号イの標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率による。</u></p> <p>(2) <u>(1)に掲げる法人以外の法人 地方税法第72条の24の7に係る標準税率(同条第1項第1号又は第4項第1号に係る標準税率を除く。)による。</u></p> <p>3 ……………</p>	<p>(事業税の損金算入の時期と認容額の調整計算)</p> <p>8 - 5 - 2 ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 標準税率は、<u>地方税法第72条の22(事業税の標準税率等)の標準税率による。</u></p> <p>3 ……………</p>

十三 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 節 <u>会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</u></p>	<p>第 2 節 <u>私財提供等があった場合の繰越連結欠損金</u></p>
<p>(<u>再生手続開始の決定に準ずる事実等</u>)</p>	<p>(<u>整理開始の命令に準ずる事実等</u>)</p>
<p>11-2-1 令第 117 条第 4 号 (<u>再生手続開始の決定に準ずる事実等</u>) ……………</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>	<p>11-2-1 令第 117 条第 4 号 (<u>整理開始の命令に準ずる事実等</u>) ……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>
<p>(<u>前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額</u>)</p>	<p>(<u>前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された連結欠損金個別帰属額の合計額</u>)</p>
<p>11-2-2 令第 116 条の 3 第 1 号 (<u>会社更生等の場合の欠損金額の範囲</u>) 及び 令第 118 条第 1 号 (<u>民事再生等の場合の欠損金額の範囲</u>) に規定する「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額 (同項に規定する<u>個別欠損金額</u>を含む。)の合計額」とは、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付する<u>連結親法人又は連結子法人に係る連結法人税申告書別表五の二(一)付表一</u>の「<u>連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書</u>」に期首現在連結個別利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負 (マイナス) である場合の当該金額による。</p>	<p>11-2-2 令第 118 条 (<u>欠損金額の範囲</u>) に規定する「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額 (同項に規定する<u>連結欠損金個別帰属額</u>を含む。)の合計額」とは、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付する<u>連結親法人に係る連結法人税申告書別表五の二(一)付表</u>の「<u>連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書</u>」に期首現在連結個別利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負 (マイナス) である場合の当該金額による。</p>
<p>(<u>債務の免除を受けた更生債権等の範囲</u>)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>11-2-3 法第 59 条第 1 項第 1 号 (<u>会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入</u>) に規定する「<u>債務の免除を受けた場合</u>」には、<u>会社更生法第 138 条 (<u>更生債権等の届出</u>) の届出がされなかった更生債権等 (同法第</u></p>	

2条第8項に規定する「更生債権」及び同条第10項に規定する「更生担保権」をいう。)につき、同法第204条第1項(更生債権等の免責等)の規定によって、その責任を免れることとなった場合も含むことに留意する。ただし、更生計画の定めるところにより同法第2条第13項に規定する更生債権者等に交付した新株の引受権若しくは新株予約権の引受権又は出資引受権若しくは基金の拠出の引受権について払込期日までに払込みがなかったためこれらの引受権が失効することとなった場合は含まれない。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第81条又は第248条(更生債権等の届出)の届出がされなかった更生債権等(同法第4条第8項又は第169条第8項に規定する「更生債権」及び同法第4条第10項又は第169条第10項に規定する「更生担保権」をいう。)に係る債務の免除についても、同様とする。

(債務免除等があった場合の債務免除等の金額)

(新 設)

11-2-4 法第59条第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)に規定する「当該各号に定める金額の合計額」を計算する場合において、同項第3号に定める金額が負(マイナス)であるときは、当該合計額は第1号及び第2号の正(プラス)の金額と第3号の負(マイナス)の金額とを通算した金額となることに留意する。

(第3号に掲げる場合に該当しない場合)

(新 設)

11-2-5 法第59条第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)に規定する「第3号に掲げる場合」に該当しない場合には、法第25条第3項(資産評定による評価益の益金算入)又は第33条第3項(資産評定による評価損の損金算入)に規定する評価益の額又は評価損の額について法第25条第5項又は第33条第5項に規定する添付要件を満たさない場合(法第25条第6項又は第33条第6項の規定の適用があるものを除く。)が含

改 正 後	改 正 前
<p><u>まれるほか、法第 25 条第 3 項又は第 33 条第 3 項に規定する評定を行った資産のすべてが令第 24 条の 2 第 4 項各号に掲げる資産又は令第 68 条の 2 第 3 項に規定する資産に該当する場合も含まれることに留意する。</u></p>	

#### 十四 連結法人間取引の損益調整

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定)</p> <p>14-1-3 ……………</p> <p>……………<u>令第 119 条の 3 第 4 項</u>……………</p>	<p>(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定)</p> <p>14-1-3 ……………</p> <p>……………<u>令第 119 条の 3 第 3 項</u>……………</p>

#### 十五 特殊な団体の損益

改 正 後	改 正 前
<p><u>(任意組合等の組合事業から生ずる利益等の帰属)</u></p> <p><u>18-1-1 任意組合等において営まれる事業（以下 18-1-2 までにおいて「組合事業」という。）から生ずる利益金額又は損失金額については、各組合員に直接帰属することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 任意組合等とは、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約により成立する組合並びに外国におけるこれらに類するものをいう。以下 18-1-2 までにおいて同じ。</u></p> <p>(任意組合等の組合事業から受ける利益等の帰属の時期)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(任意組合から受ける利益等の帰属の時期)</p>

18-1-1の2 連結法人が組合員となっている組合事業に係る利益金額又は損失金額のうち分配割合に応じて利益の分配を受けるべき金額又は損失の負担をすべき金額（以下18-1-2までにおいて「帰属損益額」という。）は、たとえ現実に利益の分配を受け又は損失の負担をしていない場合であっても、当該連結法人の各連結事業年度の期間に対応する組合事業に係る個々の損益を計算して当該連結法人の当該連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

ただし、当該組合事業に係る損益を毎年1回以上一定の時期において計算し、かつ、当該連結法人への個々の損益の帰属が当該損益発生後1年以内である場合には、帰属損益額は、当該組合事業の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了の日の属する当該連結法人の連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入するものとする。

(注)1 分配割合とは、組合契約により定める損益分配の割合又は民法第674条（組合員の損益分配の割合）、投資事業有限責任組合契約に関する法律第16条（民法の準用）及び有限責任事業組合契約に関する法律第33条（組合員の損益分配の割合）の規定による損益分配の割合をいう。以下18-1-2までにおいて同じ。

2 同業者の組織する団体で営業活動を行わないものは、この取扱いの適用はない。

（任意組合等の組合事業から分配を受ける利益等の額の計算）

18-1-2 連結法人が、帰属損益額を18-1-1及び18-1-1の2により各連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する場合には、次の(1)の方法により計算する。ただし、連結法人が次の(2)又は(3)の方法により継続して各連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算しているときは、多額の減価償却費の前倒し計上などの課税上弊害がない限り、これを認める。

(1) 当該組合事業の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じ

18-1-1 連結法人が組合員となっている組合の利益金額又は損失金額のうち組合契約又は民法第674条（損益分配の割合）の規定により利益の分配を受けるべき金額又は損失の負担をすべき金額は、たとえ現実に利益の分配を受け又は損失の負担をしていない場合であっても、当該組合の計算期間の終了の日の属する当該連結法人の連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、組合が毎年1回以上一定の時期において組合事業の損益を計算しない場合には、当該連結法人の各連結事業年度の期間に対応する組合事業の損益を計算して当該連結法人の当該連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(注) 同業者の組織する団体で営業活動を行わないものは、この取扱いの適用はない。

（任意組合から分配を受ける利益等の額の計算）

18-1-2 連結法人が、組合員となっている組合から分配を受けるべき利益の額又は負担すべき損失の額を18-1-1により各連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する場合において、次のいずれか一の方法により継続してその利益の額又は損失の額を計算しているときは、これを認める。

(1) 当該組合について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じ

改 正 後	改 正 前
<p><u>て各組員のこれらの金額として計算する方法</u></p> <p>(2) <u>当該組合事業の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組員のこれらの金額として計算する方法</u></p> <p>この方法による場合には、各組員は、<u>当該組合事業の取引等について受取配当等の益金不算入、所得税額の控除等の規定の適用はあるが、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。</u></p> <p>(3) <u>当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組員に分配又は負担させることとする方法</u></p> <p>この方法による場合には、各組員は、<u>当該組合事業の取引等について、受取配当等の益金不算入、所得税額の控除、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(注)1 分配割合が各組員の出資の価額を基礎とした割合と異なる場合は、当該分配割合は各組員の出資の状況、組合事業への寄与の状況などからみて経済的合理性を有するものでなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>2 (1)又は(2)の方法による場合における各組員間で取り決めた分配割合が各組員の出資の価額を基礎とした割合と異なるときの計算は、例えば、各組員の出資の価額を基礎とした割合を用いて得た利益の額又は損失の額（以下18-1-2において「出資割損益額」という。）に、各組員間で取り決めた分配割合に応じた利益の額又は損失の額と当該出資割損益額との差額に相当する金額を加算又は減算して調整する方法によるほか、合理的な計算方法によるものとする。</u></p>	<p><u>て各組員に分配又は負担させることとする方法</u></p> <p><u>この方法による場合には、各組員は、当該組合の取引等について、受取配当等の益金不算入、所得税額の控除、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。</u></p> <p>(2) <u>当該組合の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組員のこれらの金額として計算する方法</u></p> <p>この方法による場合には、各組員は、<u>当該組合の取引等について受取配当等の益金不算入、所得税額の控除等の規定の適用はあるが、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。</u></p> <p>(3) <u>当該組合の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組員のこれらの金額として計算する方法</u></p>

3 (1)又は(2)の方法による場合には、減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができる。

4 (1)又は(2)の方法による場合には、組合員に係るものとして計算される収入金額、支出金額、資産、負債等の額は、課税上弊害がない限り、組合員における固有のこれらの金額に含めないで別個に計算することができる。

5 (3)の方法による場合において、当該組合事業の支出金額のうち寄附金又は交際費の額があるときは、当該組合事業を資本又は出資を有しない法人とみなして法第37条（寄附金の損金不算入）又は措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）の規定を適用するものとしたときに計算される利益の額又は損失の額を基として各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額の計算を行うものとする。

#### （匿名組合契約に係る損益）

18-1-3 連結法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、連結法人が営業者である場合における当該連結法人の当該連結事業年度の所得金額の計算に当たっては、匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を損金の額又は益金の額に算入する。

(注)1 (1)の方法による場合において、当該組合の支出金額のうち寄附金又は交際費の額があるときは、当該組合を資本又は出資を有しない法人とみなして法第37条（寄附金の損金不算入）又は措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）の規定を適用するものとしたときに計算される利益の額又は損失の額を基としてその分配又は負担させる金額の計算を行うものとする。

2 (2)又は(3)の方法による場合には、組合員に係るものとして計算される収入金額、支出金額、資産、負債等の額は、組合員における固有のこれらの金額に含めないで別個に計算することができる。

#### （匿名組合契約に係る損益）

18-1-3 連結法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、連結法人が営業者である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、その利益の額又は損失の額から匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を控除した残額を当該連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

改 正 後	改 正 前
	(注) 18-1-2の(注)1は、この取扱いを適用する場合について準用する。

## 十六 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(更生会社等である連結親法人の連結事業年度)</p> <p>18-3-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>.....<u>更生計画不認可の決定</u>.....</p> <p>(3) .....</p> <p>.....<u>更生手続廃止の決定</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>更生手続終結の決定</u>.....<u>更生手続廃止の決定</u>.....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(更生会社等である連結親法人の連結事業年度)</p> <p>18-3-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>.....<u>更生計画の不認可の決定</u>.....</p> <p>(3) .....</p> <p>.....<u>更生手続の廃止の決定</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>更生手続の終結の決定</u>.....<u>更生手続の廃止の決定</u>.....</p> <p>.....</p> <p><u>(財産の評価換えによる益金)</u></p> <p>18-3-2 会社更生法第232条第3項(債務免除益等の課税の特例)又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第83条(財産の価額の評定等)(更生特例法第55条又は第221条(財産の価額の評定等)の規定において準用する場合を含む。)の規定により更生手続開始の時及び更生計画認可の時において作成される貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価益(当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をい</p>



う。)をいうのであるから留意する。

(廃止)

(債務の消滅による益金)

18-3-3 会社更生法第232条第3項(債務免除益等の課税の特例)又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれる。ただし、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

(廃止)

(更生会社等である連結法人が受ける私財提供)

18-3-4 更生会社等である連結法人がその認可された更生計画に基づき役員若しくは株主等である者又はこれらであった者から金銭その他の資産の贈与を受けることとなった場合には、その贈与による益金の額は、会社更生法第232条第3項(債務免除益等の課税の特例)又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する債務の消滅による益金の額に含まれるものとする。

(廃止)

(更生手続開始前から繰り越されている連結欠損金額等)

18-3-5 会社更生法第232条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条第19号に規定する欠損金額(同法第57条第1項又は第58条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同法第2条第19号の2に規定する連結欠損金額(同法第81条の9第1項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち当該更生会社に帰せられる

改 正 後	改 正 前
	<p><u>金額の合計額</u>は、次に掲げる連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額（以下18-3-6において「<u>会社等更生欠損金額</u>」という。）による。</p> <p><u>更生特例法第148条第3項又は第321条第3項（債務免除益等の課税の特例）の規定による更生協同組織金融機関又は更生会社に係るものについても、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>連結親法人又は連結親法人事業年度終了の日に更生手続開始の決定があった連結子法人</u> 次のイの金額からロの金額を控除した金額</p> <p>イ <u>更生手続開始決定の時に終了する連結事業年度の連結確定申告書に添付する当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結法人税申告書別表五の二(一)付表の「連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在連結個別利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負（マイナス）である場合の当該金額</u></p> <p>ロ <u>更生手続開始決定の時に終了する連結事業年度の連結確定申告書に添付する連結法人税申告書別表七の二付表二の「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」に当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結欠損金当期控除後の金額の計として記載されるべき金額と当期分の当期末の連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額との合計額</u></p> <p>(2) (1)に掲げる連結子法人以外の連結子法人 次の掲げる場合に応じ、それぞれ次の金額による。</p> <p>イ <u>更生手続開始決定の時の属する連結事業年度の直前の事業年度が連結事業年度に該当する場合</u> 次の①金額からの②の金額を控除した金額</p> <p>① <u>当該更生手続開始決定の時の属する連結事業年度の直前の連結事業年度の連結確定申告書に添付する当該連結子法人に係る連結法人税申告書別表五の二(一)付表の「連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在連結個別利益積立金額の合計額</u></p>

として記載されるべき金額で、当該金額が負（マイナス）である場合の当該金額

② 更生手続開始決定の時の属する連結事業年度の直前の連結確定申告書に添付する連結法人税申告書別表七の二付表二の「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」に当該連結子法人に係る連結欠損金当期控除後の金額の計として記載されるべき金額と当期分の当期末の連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額との合計額

ロ 更生手続開始決定の時の属する連結事業年度の直前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合 次の①の金額から②の金額を控除した金額

① 当該連結事業年度の直前の事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)の「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負（マイナス）である場合の当該金額（当該直前の事業年度が分割前事業年度（分割型分割を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。）に該当する場合には、当該分割前事業年度において生じた欠損金額を除く。）

② 当該連結事業年度の直前の事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表七の「欠損金又は災害損失金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に欠損金又は災害による損失金の翌期繰越額の合計額として記載されるべき金額

(廃 止)

(更生手続開始前の会社等更生欠損金額の損金算入)

18-3-6 更生会社等である連結法人につき会社更生法第 232 条第 3 項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第 148 条第 3 項若しくは第 321 条第 3 項（債務免除益等の課税の特例）の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金（以下 18-3-6 において「評価益等」という。）

改 正 後	改 正 前
<p>(債権の弁済に代えて取得した新株若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額)</p> <p><b>18-3-2</b> 更生会社等に対して債権を有する連結法人（以下この款において「債権法人」という。）が、更生計画の定めるところにより、新たに払込みをしないで当該更生会社等の新株（新法人の株式を含む。）<u>若しくは新株予約権</u>の取得又は出資若しくは基金の抛（新法人の出資又は基金の抛を含む。）の引受けをした場合には、その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額とする。</p> <p>(注) .....</p> <p>(非更生債権等の処理)</p> <p><b>18-3-3</b> 債権法人が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため<u>更生計画に係る更生債権</u>とされなかったものについては、その金額を更生計画認可の決定のあった日において貸倒れとすることができる。</p> <p>更生計画の定めるところにより交付を受けた<u>新株の引受権若しくは新株予約権の引受権</u>又は出資引受権若しくは基金の抛の引受権について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。</p>	<p><u>の生じた日の属する連結事業年度に繰り越された会社等更生欠損金額があるときは、当該会社等更正欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。</u></p> <p>(債権の弁済に代えて取得した新株又は出資若しくは基金の取得価額)</p> <p><b>18-3-7</b> 更生会社等に対して債権を有する連結法人（以下この款において「債権法人」という。）が、更生計画の定めるところにより、新たに払込みをしないで当該更生会社等の新株（新法人の株式を含む。）の取得又は出資若しくは基金の抛（新法人の出資又は基金の抛を含む。）の引受けをした場合には、その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株又は出資若しくは基金の取得価額とする。</p> <p>(注) .....</p> <p>(非更生債権等の処理)</p> <p><b>18-3-8</b> 債権法人が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生債権とされなかったものについては、その金額を更生計画認可の決定のあった日において貸倒れとすることができる。</p> <p>更生計画の定めるところにより交付を受けた<u>新株引受権</u>又は出資引受権若しくは基金の抛の引受権について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。</p>

十七 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>連結国外所得金額の計算における連結欠損金の繰越控除等の不適用</u>)</p> <p>19-3-10 <u>連結国外所得金額は、法第 81 条の 9 (連結欠損金の繰越し) 並びに措置法第 68 条の 105 の 2 及び第 68 条の 105 の 3 (連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例) の規定を適用しないで計算したところの金額による。</u></p> <p>(<u>評価損益等の配賦</u>)</p> <p>19-3-17 次に掲げる金額は、連結国外所得金額の計算上損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>(1) <u>国外事業所等に属する資産について法第 25 条第 2 項 (資産の評価換えによる評価益の益金算入) の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた益金の額又は同条第 3 項 (資産評定による評価益の益金算入) の規定の適用を受けた評価益の額及び国外事業所等に属する資産について法第 33 条第 2 項 (資産の評価換えによる評価損の損金算入) の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた損失の額 (補修用部品在庫調整勘定への繰入額を含む。) 又は同条第 3 項 (資産評定による評価損の損金算入) の規定の適用を受けた評価損の額</u></p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>19-3-24 .....</p>	<p>(<u>連結国外所得金額の計算における連結欠損金の繰越控除の不適用</u>)</p> <p>19-3-10 <u>連結国外所得金額は、法第 81 条の 9 (連結欠損金の繰越し) の規定を適用しないで計算したところの金額による。</u></p> <p>(<u>評価損等の配賦</u>)</p> <p>19-3-17 次に掲げる金額は、連結国外所得金額の計算上損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>(1) <u>国外事業所等に属する資産について法第 33 条第 2 項 (資産の評価損の損金算入) の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた損失の額 (補修用部品在庫調整勘定への繰入額を含む。)</u></p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>19-3-24 .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>令第9条の2第5項</u>……………<u>令第119条の3第4項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)</p> <p>19-3-32 所得率を計算する場合において、引当金勘定又は準備金勘定の取崩しによる益金算入額、<u>法第25条第2項（資産の評価換えによる評価益の益金算入）</u>又は同条第3項（<u>資産評定による評価益の益金算入</u>）の規定による評価益の益金算入額、<u>法第48条（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）</u>の規定による特別勘定の益金算入額及び措置法第68条の78第4項又は第12項（<u>特定資産の買換えの場合の課税の特例</u>）の規定による買換資産を事業の用に供しない場合の益金算入額等の内部取引に関する益金算入額は、規則第37条の4第1項又は第2項（<u>総収入金額の合計額に相当する金額の計算</u>）に定めるものを除き、総収入金額に算入しない。</p> <p>(資産の売却に係る収入金額)</p> <p>19-3-33 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p>	<p>……………<u>令第9条の2第3項</u>……………<u>令第119条の3第3項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)</p> <p>19-3-32 所得率を計算する場合において、引当金勘定又は準備金勘定の取崩しによる益金算入額、<u>法第48条（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）</u>の規定による特別勘定の益金算入額、<u>措置法第68条の78第4項又は第12項（特定資産の買換えの場合の課税の特例）</u>の規定による買換資産を事業の用に供しない場合の益金算入額等の内部取引に関する益金算入額並びに<u>会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え及び令第24条各号（資産の評価益の計上ができる評価換え）</u>に掲げる資産の評価換えによる益金の額は、規則第37条の4第1項又は第2項（<u>総収入金額の合計額に相当する金額の計算</u>）に定めるものを除き、総収入金額に算入しない。</p> <p>(資産の売却に係る収入金額)</p> <p>19-3-33 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) <u>措置法第68条の86第1項（共同で現物出資をした場合の課税の特例）</u>に規定する特定共同出資により取得した株式（出資を含む。）のうち、<u>現物出資をした有価証券及び固定資産に係るものの取得の時における価額の合計額</u></p>

<p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)</p> <p>19-3-60 <u>規則第37条の6第10号及び第12号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)</p> <p>19-3-60 <u>規則第37条の6第8号及び第10号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>
---	--

### 十八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の3-1-1及び3-2-7の取扱いは、平成17年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>